

# 諸国押領使・追捕使史料集成

付 諸国押領使・追捕使について

下向井 龍彦

## 凡 例

(一) 本稿は、拙稿「王朝国家国衙軍制の成立」(史学研究一四四号 一九七九年七月)に掲載した一〇～一二世紀の諸国追捕使表をもとに、その後検出した事例を含めて諸国押領使・追捕使に関する史料を集成したものである。

(二) 史料は、畿内・東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海の諸道の順序で、国ごとに年代順に配列し、最後に特定の国に限定されない一般的補任規定を置いた。

(三) 文書・記録などの第一次史料だけでなく、説話・系図などにあらわれる事例も、その信憑性の如何にかかわらず一応掲載した。

(四) 掲載史料と内容的に密接に関連する関係史料、時期判定に役立つ史料などを、場合によって(参考)として掲げておいた。

(五) 史料の字体は、特殊な文字を除き、引見した文献の字体によらず、新字体に統一した。

(六) 末尾に、本史料集成をもとに、諸国押領使・追捕使について概観した解説を付載した。

山城

1 弘暁從御寺騎馬、共男等不隨身乘物、仍罷出於樺市、国守聊有食儲、午時許到山城国追捕使藤原実茂宅在大安寺西、内蔵屬、保美聊儲食物、明臬已講、大安寺常愷、興福寺会生等来、今夜宿伴実茂宅、

(『小右記』正曆元年九月十一日条)

2 被別当官稱、藤原最実等所進日記愁状云、故皇太后宮御領大和国野辺園屋一字納稻相共、去年閏三月十日夜燒亡、爰国使并在地郡司刀立日記之处、木上正行有事疑之由注載日記已了、仍愁申官庁之日、給御牒於国司、而早不亂之間、正行忿怨、語催山城国麩原不善之輩、為不知姓諸光擬殺害最実等之由、伊賀為頼進文也、事之真偽、暗以難知、宜仰下山城追捕播美相奉、息長信忠慥尋搜美誠、令進其輩者、  
長保二年三月二日 左衛門權少尉安倍「信行」奉  
(三条家本北山抄裏文書 平補7)

大和

3 応和二年十二月廿六日、令国光朝臣給左大臣、大和国司申以大掾巨勢忠明為追捕使、左大將令申、依請、

(『西宮記』卷十四 裏書)

4 (寛和)三年四月一日盜人穿窃千手院銀仏四兩、落堂内十六兩劍具造之、追捕使伴晴生尋進之、

(東大寺別当次第 五十 僧正寛朝)

〔附書〕千手院銀仏盜取勘納記 并読經三簡条 左弁官下文僧牒  
寛和三年四月一日、千手院銀仏、被盜取銀、追捕使亂進且納記、

合式拾兩之中、

十六兩、追捕使伴晴生勘進銀但大刀其造者、四兩、盜取夜堂内落置也、

右銀右所納如件、

權別当

少別当威儀師

（東南院文書五ノ十五）

5 大和国司解 申請 官裁事

勘糺言上殺害管城下郡東郷早米使藤原良信、兼強盜隨身物犯人等状、

一 捕進犯人四人

秦 清正 丈部有光

僧 壽蓮 橘美柿丸

一 調度文書四通

一通 城下郡司并刀祢等申詞記

一通 死人藤原良信從者阿閉安高申詞記

一通 勘問犯人秦清正・丈部有光・僧壽蓮・橘美柿丸等日記

一通 犯人同有光等四人承伏過状等

一 逃去犯人十七人

橘 正友 桑原則正

秦 時信 藤原本延

姓不知三吉先生 春正男一雄丸

藤井春木 有助王

橘 利松 中臣有時

伴 春友 中臣吉扶

文 行光 僧祈勢男菊男丸

飛鳥戸今吉 佐井吉本法師

秦 春国

右、依管城下郡解、彼郡早米使藤原良信、今日十八日為文春正等、被殺害之由、同廿一日且勒大略言上先了、爰守孝道、依蒙追捕勘糺之官符、同廿二日率官人追捕使等、著事発所、勘糺之处、犯状揭焉、適捕得件犯人等、即加糺決、已無所避、伏弁過契了、抑件殺害事発、雖在右衛門權佐兼山城守藤原朝臣宣孝領所字号田中庄預文春正之造意、然慥加糺察者、前法隆寺別当仁偕大法師領所字号丹波庄、興福寺僧明空法師領所字号紀伊殿庄、惣三箇所、凶党數十人、結群合謀、所成之犯也者、事之子細見勘糺日記等、件犯人等、或依重犯、先年下獄、会赦原免之輩、或好奸濫对捍國務、遁避官物、兼成国内強窃盜放火殺害犯之者、假件庄園威、年來之間所居住也云々、其不善之漸、遂及于殺害国使歟、今臨追捕之日、件下手同類者十七人、或以入京、或隱遁興福寺辺云云、謹檢案内、凶惡之者不悔前過、恐及于逃散之時、恣亦成逆謀之企、望請 官裁、被下 宣旨、若有入京之輩者、令檢非違使追捕、若有隱遁寺辺者、令本主仁偕・明空大法師等捕進、永断鼻惡之輩、令知禁網之嚴、仍勒事状、謹解、

長保元年八月廿七日

正六位上行少目葛木宿祢

大学頭兼守從五位上源朝臣(花押)

正六位上行權大掾石山宿祢

從五位下行介橋朝臣

正六位上行少掾宗岳朝臣

正六位上行権少掾置始連

（三条家本北山抄裏文書 平三八五）

6 賜祿各有差、抑林懷・扶公等不引物、是二日佐保殿遣為令裝束（後略）為時宿祢・頼祐朝臣等申云、今朝御裝束奉仕間、殿預男一人不參、令召申不候由、仍又召遣、使男法師一人隨身來、申云、預男家待法師召云々、仰云、無仰以事召法師、極無便事、早帰遣了、後大童子六七許來、一人預男付事候、搦打侍、問案内、又法師五六人許為時等為申放言奇事申、問案内、申云、林懷使來、寺法師令召事極無便、其使者搦來者と云て、上廊上申放言時、件召法師無事早帰參と申、仍法師等帰去後、以追捕使正滿林懷許案内、返事云、其下手者早可送と云、無便事等申云々、其後又法師二人來申云、以正滿所示下手者早可被送、大愁也云々、彼間殿（法親之）行非可申云々、仍三日無着馬場思侍りしかと源大納言など乃尚可着由相示侍りしか（法親之）着侍り云々、林懷所為甚不當、後々有事、可成戒也云々示者、如聞奇事也、又々能夷正聞定、可戒者也、件人自本非平人者也、同車二條來、明日雜事相定、入夜為時來、問案内、申件便無加事、只如申撰政殿、其事非可申尽、須件法師、童部等隨能不知後召戒、而方々思給事侍、以無事為前と思、只申案内也云々、

（『御堂関白記』寛仁二年三月廿四日条裏書）

（参考）『小右記』同日条

或云、於佐保殿、撰政志馬於源大納言、々々即与薬師寺別当輔静云々、又於宇治志大将云々、撰政未到佐保殿之間、前武蔵守為時与山階寺所司有鬪乱、為時先向佐保殿、令裝束之間、宿院別当藤原重時 仮屋、不鋪設裝束、隱籠山階寺下司宅、為時召遣之間、逃隱不応召、仍搦取宅主法師將來、寺家法師、童子六七十人許、到佐保殿、罵辱為時、次及濫吹、為時無所陳、忽令拷搦所司召使者、寄事於使者濫吹所為歎、寺家雜人見其事、有和气退帰、未聞之事等也、別当林懷依所司愁差遣雜人云々、權別当扶公令裝束馬場之間、不白寺家、以中安令加制止、今依此事、撰政不与引出物於（後略）兩僧都云々、

7 (天喜) 四年四月廿三日犯人国正隱居北堂馬道東第二房西小子房、国追捕使源宗佐密入殺之、

(参考)

(東大寺別当次第 六十七 権大僧都寛深)

東大寺所司大衆等解 申請 天裁事

請被殊蒙 天恩、早任道理裁定、乱入寺中僧房、殺人斬首状、

副進日記一通

右、謹檢案内、寺家素依 御願嚴重、從昔以降未聞如此追捕濫惡之事、而俄引率數多隨兵乱入寺中、損亡房舍殺人取首、因茲大衆驚集、尋問子細之処、是犯人頼正子隱住僧房之由、已有其聞、仍以檢非違使庁宣、所擯殺也者、倩尋旧例、尚於寺邊輒無入擗、何況於寺中乎、若適有如此犯過之時、先触案内於寺家、被尋召、是所流例也、而切散血肉、汗結界靈地、踏破障扇、愕修学禅窓、寺中大驚、無過於斯、抑不令知大衆、窃籠居犯人之者、其咎責而有餘、但猥於僧房成殺害之至、又以似失朝憲、望請 天裁、早任道理、被裁定者、糺非常濫過、全 御願嚴跡、仍勒在状、謹請 天裁、

天喜四年四月廿三日

(東南院文書二ノ五 平七九五)

「誓定日記案」

天喜四年四月廿三日午時立日記 「案」

右、事発被、今日辰時許、以天、俄仁寺中乃北乃岡、甲冑蘭笠等、著之、弓箭刀鋒、帶之、騎兵步兵等七八十人許出来、北室乃馬道、東第二乃房、打困、或馬仁騎、或、馳騷、声之高、喚叫、此、聞、比房近辺、者驚怖、側、窃仁見、寺中乃人不可恠思、是檢非違使、庁宣仁依、犯人、追捕

須留也止云、而問尔房乃内より、頸を取天出来、相次天身尔は繩を付天、鎮守二十五所乃岡尔引捨、如此間、專寺他寺乃上下諸人等、市を成須、爰仁寺中乃所司大衆、此由を陳<sup>せむと須留</sup>、処尔、弓箭を以天諸僧等を射散<sup>之天</sup>、敢令進止<sup>須之天</sup>、件頸を隨身<sup>之天</sup>、去了<sup>叔</sup>、其後大衆集會<sup>之天</sup>、彼乃房を見<sup>は</sup>、血肉流散<sup>之天</sup>、仏像經論を悉久汗之、房内乃隔等<sup>を</sup>打破<sup>天</sup>、敢其乃隱<sup>礼</sup>無、退<sup>天</sup>事乃子細を問尋<sup>礼は</sup>、件被殺害者<sup>は</sup>、是犯人頼正<sup>加子也</sup>、而を件乃房乃住僧<sup>を</sup>、事乃縁有<sup>天</sup>相知<sup>天</sup>、窃<sup>仁</sup>通來間、竊來<sup>天</sup>殺害<sup>世留</sup>也止云々、但此次<sup>天</sup>被取<sup>たる</sup>物等、綿衣二領・紬衣一領・三重表衣一領・同裳一腰・甲袷袷一条・夏表衣一領・同裳一腰・五条袷袷一条・狩袴一腰・自余乃損失<sup>乃</sup>物、其数<sup>を</sup>不記、仍為後日記、

日記申

(署判略)

(東南院文書二ノ五 平七九七)

### 撰津

8 備前国鹿田御庄居住梶取佐伯吉永解 申請 檢非違使庁裁事

請被殊蒙 鴻恩、糺給為撰津国長渚浜住字高先生秦押領使、水主秦米茂同意預乗船勝載二百六十石船一艘并雜物

等破<sup>通</sup>取不安愁状

副進日記

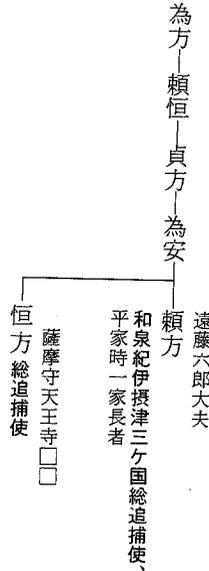
右吉永謹檢案内、件船備前国鹿田御庄別当洪河幸連也、而秋篠寺美作国米百八十石、塩甘籠為勝載所借取、<sup>吉永</sup>為梶取、勝載件米塩等上道之間、以今月二日、於撰津国武庫郡小港、為南大風、入海已了、爰彼寺使件濕損米<sup>悉</sup>

散下又了、爰水手秦米茂俄成奸意、船内雜物盜取□亡了、其後件米茂長渚浜不善輩件字高先生秦押領使等談取、吉永之身殺害□云々、因之為存身命、檢預船雜<sup>(物)</sup>罷去之程、忝件船并雜物等、皆悉破運取者、為愁之甚、<sup>(男)</sup>□過於斯、望請 檢非違使斤裁、被糺返件不善之輩<sup>(船運取之)</sup>、船并雜物等、將知公底之責、仍注事狀、以解、

長德四年二月廿一日 備前国梶取佐伯吉永

(三条家本北山抄裏文書 平三七四)

9 遠藤系図



(『統群書類從』系図部より抄出)

伊賀

10 文信朝臣從南山歸退間、於朴尾為敵以大刀被打損頭云々、仍送使於彼宅令問勞、稱未還之由、事已有実、然而非重瘡云々、

件文信朝臣去月參金峯山、退歸之間於原朴尾、去朔日為敵以劍被打損兩所、然而不及終命、

刃傷文信朝臣安倍正国伊賀追捕使以忠朝臣捕獲云々、則右衛門尉<sup>(藤原)</sup>惟風受取、切左右手指、并折足云々、件男為文信朝臣於鎮西被殺父母・兄弟・姉妹、為報其事伺隙云々、

(『小右記』永祚元年四月)

11 入夜頭弁来云、伊賀国司召進追捕使忠清、即申闕白、可令檢非違使勘問者、先日檢非違使問神祇并国方者日記等持来、示仰任宣旨可仰下由、今日中納言云、伊勢太神宮神民等郡立陽明門愁伊賀国司、

(『小右記』長元三年九月廿六日条)

伊勢

12 下給伊勢國人取三河国(今)二十六人文等、是先日(案)仰使庁遣看督長、少々紕返、件調□下給之、維衡朝臣郎等

二人 高押領使 為張本、即指申者二人也、維衡申云、所指申者□一人不待者也者、差遣使官人于維衡所□可令進二

人郎等者、即仰同弁、但承檢非違使數可召仰之由仰弁了、一人歟、將二人歟等間耳、二人宜歟、

左中弁將來伊勢檢非違使守良(案)重基進勘問日記・維衡朝臣申文等、隨身高押領使並先日捕進犯人等參上、示可奏由、

但愚案者、使前日言上云、維衡捕進犯人一人、其外高押領使、伊藤掾逃去、尋求可捕進者、使等相待捕進之日可隨身參上歟、將直可參上歟者、宣旨云、至且捕進之犯人者早可進、其外催責維衡朝臣可令進者、即宣下了、而裁報未到之間隨身高押領使一人參上、依無首尾、已經言上、裁報以前參上、可無所避歟、弁云、宣旨使罷逢近江国甲賀郡者、可謂愚頑、持愚謀歟、誤雖參上、既於途中披見宣旨之後、從彼可罷歸也、若可被追下歟、若可令進過狀歟、維衡遂不捕進、

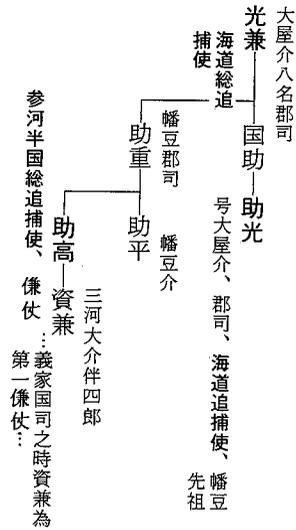
(『小右記』長元元年条)

三河

13 參河国押領使源好官符令拳直朝臣送□朝臣許、

(『權記』長保二年十二月九日条)

14 伴系図



（『統群書類従』系図部より抄出）

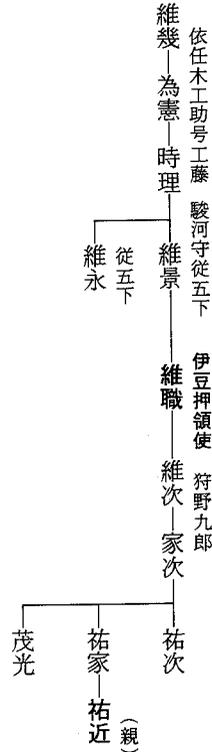
遠江

15 遠江国司申七ヶ条、右兵衛督申云、任統文可裁許、下官申云、於押令使條、可補当国者、右兵衛督云、当国裁許由也、見統文、不可異云々、下官愚案、本解与統文有相違時、尚分事所定申也、就中坂東吏欲兼任押令使申時、可被免当国之由定申、是恒例也、非新儀歟、武衛書定文時、如下官申、事畢分散、

（『長秋記』大治<sub>(二五〇)</sub>五年九月四日条）

伊豆

16 工藤氏系図



(『尊卑分脈』より抄出)

(参考)

『造興福寺記』永承二年二月廿一日条所収同日付「藤氏長者宣」の藤氏四・五位交名のなかに、駿河維景・惟永・駿河維次がみえる。維職の名は見えないが、工藤系図の信憑性をうかがうにたる。あるいは、維職は永承二年の段階で五位ではなかったということか。野口実「古代末期の武士の家系に関する二つの史料」(古代文化史論攷5)参照。

17 三押領使といふは、奥州秀衡・伊豆祐親・肥後菊地也、

(『倭訓栞』阿の部 あふれう)

相模

18 諸興・最茂等可為押領使、但以五位充例可勘、

(『貞信公記抄』天慶二年六月九日条)  
九三五

政、請印書中、相模権介橘是茂・武蔵権介小野諸興・上野権介藤条朝臣等可追捕件国々群盗官符、上野符捺漏也、

外記申此由於上卿、請結政印、

(『本朝世紀』天慶二年六月廿一日条)

19 散位宣基來語云、相模国脚力上洛申云、彼国住人権大夫為季与押領使景平、今月十日比合戰、為季已斬景平首了云

々、因茲景平一族發數千軍兵、更攻為季云々、  
(『水左記』承曆三年八月三十日条)

### 武藏

20 押領使小野諸興 18に同じ、

21 桓武平氏系図

武藏押領使

上總介イ五下

— 良文 — 忠頼 — 忠恒 — 恒將 —

(『尊卑分脈』より抄出)

### 下總

22 從五位下下總守藤原朝臣有行誠惶誠恐謹言

請被特蒙 天恩、因准先例、兼行押領使、并給隨兵卅人狀

右謹檢案内、当国隣国司等、帶押領使、并給隨兵、勤行公事、其例尤多、近則前司從五位下菅原朝臣名明、依天慶九年八月六日符、兼押領使、并給隨兵卅人、凡坂東諸国、不善之輩、橫行所部、道路之間、取物害人、如此物念、日夜不絶、非施公威、何肅国土、望請 天恩、因准先例、不費官物、国廻方略、暫以宛行、然則若有凶党之輩、且以追捕、且以言上、有行誠惶誠恐謹言、

天曆四年二月廿日 從五位下——  
(五五〇)

同年五月五日左大臣宣、奉 勅、依請

(『朝野群載』卷廿二 諸国雜事上)

23 序宣 相馬郡司

可早任權介平經重寄文四至、以地利上分、為伊勢太神宮供祭料事

右、得經重寄分傳、……者、任寄文理、奉免如件、以宣、

大治五年十二月 日

守

領使權守藤原朝臣

在朝

（樸木文書 下総国司序宣案 平二一七六）

安房

24 予召官人仰云、令持前駟文書可持參、官人則持參文書進之、是安房飛驒兩國条事也、一々見下、此間秉燭、

新宰相中将公教新任人也、今度可被免免語歟、相議之間、按察大納言被申云、諸国条事事吉書也、今日吉日也、免

語何事候哉、右大弁先誦上安房申文、皆叶統文、新宰相中将公教免語云、条々申旨叶統文、可被裁許歟、皆以同之、

但源大納言被申云、兼領使事叶統文、可被裁許、可給隨兵由申請条也、不見統文、猶重被尋例、可被裁、中将定申、

予思之、可兼押領使之由、申加隨兵事頗有其例様思出也、仍強不可被制申歟、

（『中右記』長承二年二月廿八日条）

常陸

25 東国司、或申兼坂東国々之押領使、雖有其例、多不許之、兼当国也、至于当国、一事以上、皆所執行、雖不兼之、

有何憚乎、然而為不令隣国司兼之、所申請云々、上野定平、常陸兼陸為信等於任兼八箇国云々、彼時除国司相兼之國歟、

可尋之、（『北山抄』卷十 吏途指南）

（参考） 去十日常陸為信朝臣出家云々

（『小右記』永延元年正月十三日条）

26 庁宣 留守所

可令鹿嶋社神領橋郷事

右郷、聊依有宿願、所令奉免日次御供不足料也、是則為宰吏安穩國中豐饒也、免除官物以下国役雜事、以大禰宜則親可令知行、如此奉免後、雖後司定無牢籠歟、但恒例除田不可相違、兼又於今年收納物者、本郷司可致沙汰者、在庁官人等宜承知、不可違失、故宣、

承安四年十二月 日

右衛門佐兼押領使介高階朝臣（花押）

（鹿島大祢宜家文書 平三六六九）

近 江

27 太政官符 近江国司

応以散位從七位上甲可公是茂、令追捕部内凶党事

右得彼国去年十月十七日解状稱、謹檢案内、此国帶三箇道、為要害地、奸猾之輩、橫行部内、強盜殺害、往々不絶、仍前々国宰、部内武芸之輩、撰堪其事之者、申請公家、為追捕使、近則故佐々貴山公興恒、故大友兼平等是也、爰兼平者、今年二月其身死去、前司介藤原朝臣清正、權大掾依知秦公広範可補彼替之状、言上解文先畢、而件広範齡已老、身非武芸、今件是茂忠廉之情、方寸不撓、文武之用、随分相兼、糺察追捕、可堪其職、望請、官裁因准先例、以件是茂為追捕使、肅靜部内者、右大臣宣、依請者、国宣承知、依宣行之、符到奉行、

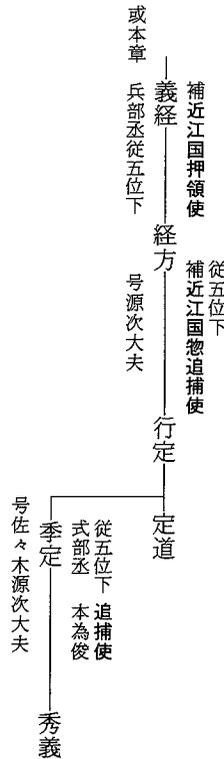
正五位下左中弁藤原朝臣文範

左大史

天曆十年六月十三日

(『朝野群載』卷廿二 諸国雜事上)

28 佐々木系図



：式部丞章經号源追捕使、後任式部丞、其子經方号佐々木源<sup>(次)</sup>追大夫、其子有三人、太郎・二郎於佐々木庄為夜打破  
 □三郎秀義生年十三、遁參奥国判□对馬守預之、… (西岡虎之助『莊園史の研究』下卷一所收、野田文書)

上野

29 押領使藤原惟条 18に同じ。

30 押領使橘定平 25に同じ。

(参考) 以橘定平為軍監、大將軍<sup>(源氏)</sup>請申、

(『貞信公記抄』天慶三年二月廿六日条)

31 上野介橘朝臣忠範申請、被裁許雜事三箇条事

(略)

一請因准傍例、賜押領使官符於下野・武藏・上総・下総・常陸等国、捕糺凶賊、兼賜隨兵廿人事、同前諸卿定申云、当国押領使及隨兵等、任前例可被裁許歟、

(略)

寛弘二年四月十四日

(平松文書 条事定文写 平四三九)

下野

32 平将門以天慶三年二月、為下野国押領使藤原秀郷、被討殺、四月廿五日進其頭、

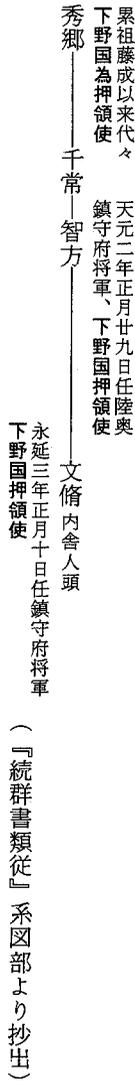
(『本朝世紀』天慶四年十一月五日条)

(参考) 『師守記』(裏書) 天慶三年二月廿九日条、『将門記』

小山左衛門尉朝政申云、不帶本御下文、曩祖下野少掾豊沢為当国押領使、如檢断之事、一向執行之、秀郷朝臣天慶三年更賜官符之後、十三代數百歳、奉行之間、無片時中絶之例、但右大将家御時者、建久年中、亡父政光入道、就讓与此職於朝政、賜安堵御下文許也、敢非新恩之職、称可散御不審、進覽彼官符以下状等云々、

(『吾妻鏡』承元三年十二月十五日条)

33 結城系図



陸奥出羽

34 太政官符陸奥国司

応以正六位上平朝臣八生補任押領使職事

右得彼国去長保五年三月十日解狀備、謹檢案内、此国北接蛮夷、南承中国、奸犯之者、動以劫盜、仍試以件八生、為国押領使令行追捕事、凶賊漸以刊跡、部内自以肅清、見其勤公、最足採用、抑八生、故武藏守從五位上平朝臣公雅弟、同公基男也、門風所扇雄武拔群、望請官裁、以件八生、被補任押領使、將勵翹勇之心、弥領狼戾之俗者、從二位行權中納言兼中宮大夫右衛門督藤原朝臣齊信宣、依請者、国宜承知依宣行之、符到奉行、

右少弁（正兼）

左少史

寛弘三年三月九日

（『類聚符宣抄』第七）

35 庁宣 岩瀬郡司政光

可早堺四至打撈示左大臣家御領事

右、以岩瀬一郡為左大臣家御領、史生官使国使相共堺四至打撈示、一郡併以可奉立券之状、所宣如件、以宣、

保延四年十月廿六日

大介鎮守將軍兼押領使藤原朝臣 在御判

（陸奥国司庁宣案 上遠野文書 平二三九五）

36 今日、秀衡入道於陸奥国平泉館卒去、日来重病依少侍、其眨以前、伊予守義頭為大將軍可令国務之由、令遺言男泰

衡以下 云云

鎮守府將軍兼陸奥守從五位上藤原朝臣秀衡法師

出羽押領使基衡男嘉<sup>二七〇</sup>元二年五月廿五日任鎮守府將軍、叙從五位下

養和元年八月廿五日任陸奥守、同日叙從五位上

(『吾妻鏡』文治三年十月廿九日条)<sup>二八七</sup>

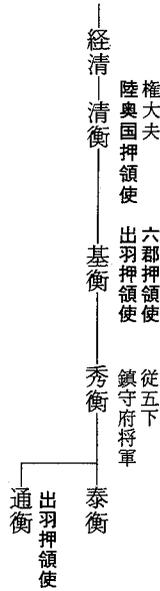
陸奥押領使藤原朝臣泰衡、年卅五

鎮守府將軍兼陸奥守秀衡次男、母前民部少輔藤原基成女

文治三年十月、繼於父遺跡為出羽陸奥押領使管領六郡

(『吾妻鏡』文治五年九月三日条)

藤氏藤成流系図



(『尊卑文脈』より抄出)

### 越前

#### 37 越前国司解 申請 官裁事

請被停止追捕使押領使等状

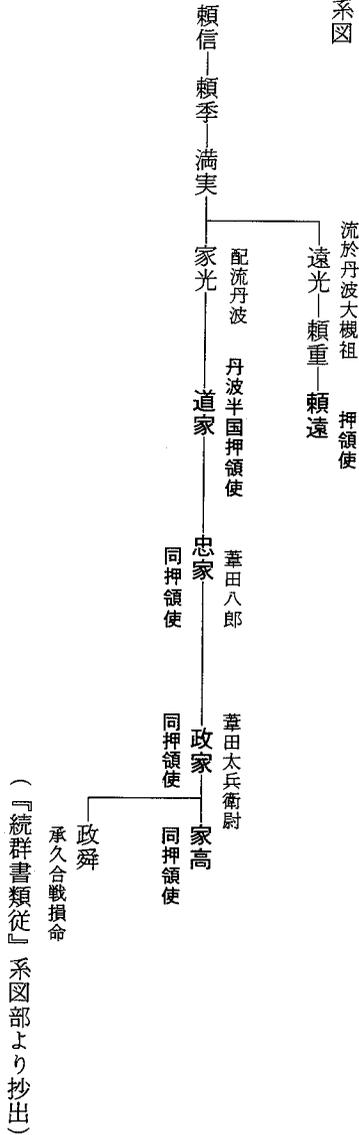
右左京雜掌申云々、今件随兵士卒、非必其人、或借威使勢、横行所部、或寄事有犯、脅略人民、所部不靜、還致愁歎、望請、官裁被停止件使、若猶郡司之力不及、国宰之勤難堪、須随事状申請件使、仍録事状、謹解、



申時許瀧口藤原貞正率隨兵、於粟田口射殺敵越前国三国行正、聞及、公家差遣檢非違使并武芸人等令追捕云々、不能捕得云々、帶刀藤原為延同意、仍入追捕内云々、  
(『小右記』永祚元年七月廿一日条)

丹波

39 赤井系図



伯耆

40 美作伯耆等国、申請官符、押領使勤行警固事、…… 41に同じ。

出雲

41 太政官符 出雲国司

応以清瀧靜平為押領使、令追捕部内姦盜輩事

右得彼国去正月廿六日解状備、謹檢案内、美作伯耆等国、申請官符、押領使勤行警固事、而此国在二境之中、暴惡之輩、任心横行、自非官符之使、何糺執惡之徒、加以年来之間、賦稅之民、恣集党類、動奪人物、謹案事情、糺捕凶類之道、尤在此使、方今靜平、才幹兼備、亦堪武芸、清廉之性、勤公在心、望請、官裁准件等国例、以靜平被裁給押領使、且令断凶惡之輩、且令在平善之風者、右大臣宣、依請者、国宜承知、依宣行之、符到奉行、從四位下行左中弁橋朝臣好古 左大史出雲宿祢蔭時

天曆<sup>(九五)</sup>六年十一月九日

(『朝野群載』卷廿二 諸国雜事上)

42 平家年来の伺候の人……云ふに及ばず、山陽・山陰・四国・九国に宗と聞ゆる者共、阿波民部大輔成良が口状を以て、安芸守基盛の息男左馬頭行盛執筆として、交名記して催されたり。先づ播磨国には津田四郎高基、……出雲国には塩谷大夫・多久七郎・朝山紀次・横田兵衛維行、福田押領使……

(『源平盛衰記』卷三十六)

## 石見

43 庁宣 留守所

定遣久利仁満両河内三箇郷事

四至限 (四至略)

右、於件三箇所者、清原長房先祖相伝之、任本公驗手次文書理、四至限遣所也、全他人所領不相交一分者也、至于長房子々孫<sup>(子孫)</sup>、可令進退領掌、敢不可有他妨、仍在庁官人等宜承知、不可違失、故以宣、

大治<sup>(二二)</sup>元年六月十九日

大介兼押領知主水正藤原朝臣(花押)

(久利文書 平二〇七六)

44 下 石見国在庁官人等

補任押領使職事

藤原兼高

右以人為彼職、一国之御家人催、無他妨可致其沙汰之状、如件者、御家人并在庁官人等宜承知、勿違失、以下、

元曆元年五月 日

鎌倉殿御代官平朝臣

御判

(益田家什書 平四一七五)

(参考) 平四一七六・四一七七・四一七八

播磨

45 天徳年(九五七―九六)

中揖保郡ニ勇健ノ武士一人侍リキ、……多ノ勇士ツ相語ヒ、賊徒ヲ召從テ郡内國中彼威ニ憚テ恐レ隨

ハザル輩ナシ、剩ハ西国運上ノ年貢上載官物ヲ押止ス、旅人モ通セズ、商買モ道絶エヌ、越部ノ西ノ上嶮巖ノ峯ニ城ヲ構ヘ隱謀ノ企聞ニル間、栗栖武者所、大市大領大夫、白国武者所、矢田部石見郡司等ヲ国ノ案内者ニテ、藤將軍文修ヲ差下テ終ニ誅罰シ畢テ、其ヨリ彼山ヲ城山ト名ケ、仍テ文修將軍當国ノ押領使ヲ給云々、(『峯相記』)

46 早且召信助賜馬一疋、辰剋進発、已剋着佐用、押使儲饌、賜馬一疋、未剋着播磨国平野、

(『時範記』承徳三年三月廿九日条)

47 今昔、幡磨ノ国、赤穂ノ郡ニ一党ノ盗人有ケリ、往反ノ人ノ物ヲ奪ヒ取リ、国ヲ廻テ人ノ家ニ入テ、財ヲ盗ミ人ヲ殺ス、然レバ、国ノ人、皆、此ヲ歎テ、一國拳テ心ヲ合セカヲ加ヘテ、此ノ盗人共ヲ皆捕ツ、或ハ不日ニ頸切り手足ヲ折リ、或ハ生ケ乍ラ獄ニ禁ス、其ノ中ニ、一人ノ盗人有リ、童テシ年僅ニ廿余也、此レ、此ノ中ニ勝タル者也、  
 ……此ノ童、国ノ追捕使ニ仕ヘテ、名ヲタダニス丸ト云ケリ、  
 (『今昔物語集』卷十六ノ廿六)

美作

48 ……美作伯耆等国、申請官符、押領使勤行警固事、…… 41に同じ。

49 辰剋進発、越鹿跡御坂、未剋着美作国佐奈保・追捕使信助儲饌、  
 (『時範記』承徳三年三月廿八日条)

50 抑上人は、美作国久米の南条稻岡庄の人なり。父は久米の押領使漆の時国、母は秦氏なり。……

(『法然上人行状画図』)

備後

51 左少史為親持来備後追捕使安部衆説官符、前日向守朝臣所示付也、左少史伴季随始奉仕南申文云々、

(『権記』長保六年二月十四日条)

長門

52 長門国平家以往守守護職、元者号押領使職

豊西郡司三代 同御祈禱師一宮大官司次第

一貞平 此時大官司撰津前司賀田範方

二秀盛 同範貞

三広基 同範貞

四豊東郡司元家

此時大宮司重貞

五厚東郡司武光

大宮司重貞

六安芸守清盛

同重貞

七厚東郡司武景

大宮司包貞

(『長門国守護職次第』)

### 紀伊

#### 53 太政官符紀伊国司

応以前土佐掾正六位上御春朝臣聡高補任追捕使事

右得彼国去年十一月廿八日解状稱、謹檢案内、此間山海之間、寇賊連綿、奸類伺隙、爰為追捕使之者、雖有其數、或扼鞍之力難堪、或汗馬之勞失便、今件聡高、夙伝弓馬之能、尤足警急之備、望請官裁、早被補任件職、將為扞城之便者、正三位行中納言源朝臣保光宣、依請者、国宜承知依宣行之、符到奉行、

左少弁

右少史

正曆三年十月廿八日

(『類聚符宣抄』第七)

#### 54 在田郡司解 申請 国符事

沓紙 被載応任旧例、為不輪租田、停止檢田使入勘右大弁宅所領石垣上下下野并參箇庄田臬状、

右、被去年八月廿八日国符今月廿七日到來稱、(中略)仍所仰如件、郡宜承知、任先例、永為不輪租田庄、停止檢田使入勘、不得違失者、所請如件、以解、

正曆五年九月廿七日 (九九五)

追捕使丹波掾郡務使紀 (在朝)

皇后宮職御厨別当郡攝使紀 (在朝)

少領国司代 紀

国司代 紀

(高野山文書 平三六〇)

55 被 (藤原公世) 別当宣稱、犯人藤原行時籠置前大和掾 □ 正忠許者、仍令召進其身之处、正忠今月十四日 (所進之) □ 申文稱、件犯人

藤原行時居住紀伊国伊都 □ 彼国追捕使坂上重方宅垣内丑寅角令住 □ 從者内藏正木屋之由、今月九日内惟光申送

(著之) (重勝) □ 差副督長於正忠、令捕進件行時、若猶無 □ 進事、処同意者、以正忠・重方等、令申其弁者、

長保元年七月十五日 (九九九) 左衛門權少尉安倍「信行」奉 (三条家本北山抄裏文書 平三八四)

### 淡路

56 淡路国司解 申請 官裁事

請被因准傍例、給官符、以正六位上高安宿祢為正補押領使狀

右謹檢案内、此国四方帶海、奸猾易通、況乎世及澆季、俗亦狼戾也、警衛之備、無人勤行、望請、官裁以件為正補

押領使職者、將令就不虞之勤、仍勤事狀、謹解、

寬弘三年四月十一日 (一〇〇五) (『朝野群載』卷廿二 諸国雜事上)

伊予

57 伊与追捕使越智為保任符奉送前守許、依有彼守之所示令成也、

(『権記』長保四年三月十二日条)

筑後

58 二品令拳草野大夫永平所望事、依有殊功也、御書云、

平家背朝威、企謀叛、鎮西之輩大略雖相從彼逆徒、筑後国住人草野大夫永平仰 朝威、致無忒忠訟、仍筑後国在  
国司押領使兩職、為本職之間、可知行之由雖申之、如此事、非頼朝成敗候、御奉行之由承及候、有御奏聞、可被  
宛給永平候、恐惶謹言、

閏七月二日

頼朝

進上 帥中納言殿

(『吾妻鏡』文治二年閏七月二日條)

草野大夫永平所望事、令拳申給之処、有 勅答、帥中納言藤原奉書到來、

平家背 朝威零落之時、鎮西輩大略雖相從、永平不与彼凶賊、遂致忠功之由、洎 天聰、仍筑後国在国司押領使  
兩職不可有相違之由、依 天氣執達如件、

閏七月廿六日

大宰帥

(同右 文治二年八月六日)

豊後

59 文治の頃、豊後国の押領使緒方三郎、大神惟栄、伊予守義経に属せし科に依りて遠流せられ、……

(『北肥戦誌』 卷之五)

肥前

60 在判親能

注進 肥前国御家人

可早任御下知旨、勤仕守護所大番事

九月一日始 三日番定

一番 曾根崎平太 小野小大夫

（中略）

廿八番 高木大夫 大野四郎

（中略）

右、件御家人守番結之次第、可令勤仕守護所大番、仍注進如件、

建久六年八月廿五日

『当国押領使高木太郎大夫』

肥前国押領使大監藤原宗家上

（筑後大友文書 鎌八〇八）

肥後

61 押領使菊池 17に同じ。

大隅

62 税所氏系図

— 篤房 — 篤茂

或教用、重富曾於野七郎大夫押領使職

重富、号税所兵衛、大隅国税所職  
押領使職

祐満

(『地誌備考』所収税所氏系図より抄出)

国不明

63 謹言

言上 追捕使則高請文事

右則高請文所進上如件、御覽之後、随仰勤仕、仍所進請文所進上如件、又時文之今所所進□雖責倍、過今明日可弁  
進上□言上者、所上啓事等如件、以解、

長久四年七月十三日 右看督長水田□

進上 右衛門中属殿繁

(九条家本延喜式卷十二裏文書 平六〇六)

法制

64 諸国追捕使事

諸国解文申官下上宣、而畿内大和国及近江等国追捕使、奉 勅宣旨也、

(『西宮記』卷十五)

65 諸国追捕使、

畿内、或奉勅宣、外国以国解  
申官賜官符、押領使同之、

(『西宮記』卷十三)

66 追捕使事

畿内近江等国、或奉勅宣旨、自余諸国々解申官、給上宣官符、押領使  
同之、

(『北山抄』卷六)

67 諸国置押領使事 (注、申大中納言事の上宣事項の一項目)

(『九条年中行事』、『北山抄』卷七)

諸国押領使・追捕使について

一〇〜一二世紀の諸国押領使・追捕使については、ふるくから守護制度の源流として<sup>1)</sup>、あるいは武士発生の主要契機として<sup>2)</sup>、重要な位置が与えられてきたが、近年、平安時代の国衙軍制研究の活発化のなかで、ふたたび注目されるようになった。<sup>3)</sup>だがその全体像はいまだ十分解明されたとはいえない。以下、本史料集成をもとに、諸国押領使・追捕使に関する基礎的な事柄の検討を行うことによって、本史料集成の解説にかえたいと思う。本稿と密接に関連する旧稿もあわせ参照いただきたい。

**史料の残存状態** 諸国押領使・追捕使がいかなる史料にどのようなかたちであられるかを示したのが表1である。残された史料の状態は、研究の視点と方法を制約するとともに、分析結果が一般的妥当性を有するか否かを検証する決め手ともなる。押領使・追捕使が登場する史料

表1. 諸国押領使・追捕使史料の分類

	補 任	追 捕 勘 札	犯 人・証 人	そ の 他
記 録	13,15,18,24, 51,57,58	6,10,18,(20), (29),32	11,12	1,19,36,46, 49
文 書	31,44	2,4,5,44, 55,63	8,55	23,26,35,43, 54,60
法 令 集	22,27,34,37,(40) 41,(48),53,56			
故 実 書	3,25,(30),64 65,66,67			
説 話 戦 記 物	38,42,45,47,50,59			
系 図	9,14,16,21,28,33,36,38,39,62			
そ の 他	4,7,17,52,(61)			

備考 (1)番号は、史料集成の史料番号である。

(2) 2つの項目に該当する事例は、両方の項に記している。

(3) ( )は既出の史料と同じ史料だが、史料集成では独立項目としているもの。

は、記録・文書・法令集(文例集)・故実書・説話戦記物・系図・その他に分類できる。

記録には、記主たる貴族が公私両面(主として担当政務)において関心をもち、日記に記録するに価すると判断した事柄しか記されることはない。押領使・追捕使の地方での具体的活動は、一般に情報として彼らの耳に届くことはまれであり、太政官に言上され罪名勘文・罪名定等の資料となる国解や副進文書にたとえ押領使追捕使のことが記されていても(5はその貴重な例)、そのこと自体は貴族たちにとってはとるにたらないことが多いだろう(『御堂関白記』・『小右記』・『権記』はともに長保元年八月の記事をふくむが、5にかかわる二二日の国解、二二日の追捕官符、二七日の国解について何ら記すところがない)。押領使・追捕使のことが記録にあらわれるのは、(一)その補任手続(諸国雑事定や官符発給)に記主がかかわりをもち、その手続を記録にとどめた場合(13・15・18・24・51)、(二)中央貴族や国司を当事者とする検断事件で召換された嫌疑者・証人がたまたま押領使・追捕使で、日記の記主がその審理に関与していた場合(11・12)、(三)記主がある検断事件に特に強い関心をもち、詳細に見聞を記録したなかに、本来の追捕活動をおこなう押領使・追捕使が記されている場合(6・10)、(四)記主が地方へ下向したさい、接待・宿の提供をうけた場合(1・46・49)、などに限定される。それでも記録にあらわれる諸国押領使・追捕使は、一五ヶ国一九例に及んでおり、その全国的・一般的存在を示している。

文書は、権門寺社の荘園領有を根拠づける公驗文書として今日伝来しているのが一般的であり、そのような性格の荘園文書に押領使・追捕使が追捕活動の主体として登場することはまずありえない。押領使・追捕使の追捕活動にかわって国衙が作成する文書群(5の国解とそれに副進する調度文書)は、本来、当該検断手続が終了すれば、時を経ずに廃棄される性質の文書であり、文書固有の機能と効力によって伝存することはない。残るとすればたまたま紙背文書として伝えられる場合にとんと限られる。三条家本北山抄紙背文書・九条家本延喜式紙背文書に計五通押領使追捕使が登場する文書がある。前者は、藤原公任が検非違使別当時代(長徳二年〜長保三年)の検非違使庁関係文

書の反古などを北山抄巻十吏途指南の草稿の料紙に使ったものであり、検断手続に關係して、別当宣案（2・55）、犯人捕進国解正文（5）に追捕使が登場する。後者では、別当宣の請文を追捕使が提出している（63）。このように紙背文書として偶然伝存した検非違使庁の検断關係文書に押領使・追捕使が重要な役割を果たすものとして登場していることは、押領使・追捕使が地方諸国の追捕検断手続において中軸的役割を果たしていたことをうかがうに十分である。紙背文書として偶然残ったわずかの文書にみえる検断手続（とくに5は、郡解↓国解↓追捕官符↓国解↓使庁の罪名勘文……關係文書の廃棄⇨北山抄稿本の料紙⇨今日に伝存、というプロセスを示しており、国衙内部の検断手続、太政官・使庁と地方国衙の検断手続上の關係の全体像を示す稀有な史料である）は、記録などにみられる検断上の膨大な断片的事例（ちなみに追捕官符へ宣旨の例は一一〇余例に達する）とつきあわせることによって、一般化することができる（後述）。

押領使・追捕使が文書にあらわれるもう一つの場合は、署判部分である。郡判にみえる追捕使の一例（54）を除き、他は一一世紀中葉に出現する国司庁宣に単署する国守（大介）の兼官として登場する（23・26・35・43）。東国に集中的にみえることは（43の石見は別）、東国国守の押領使兼帯の慣行に合致する。公式様の国司文書（国符・国解・国牒）の署判の官途書に、押領使が記される例はないが、このことは兼帯の事実がなかったことを示すものではなく、記すべき性格の職ではなかったためである。

法令集（『朝野群載』・『類聚符宣抄』）には、国司からの押領使・追捕使の補任・解任申請（22・37・56）、それをうけた太政官符（27・34・41・53）の文書例があり、補任手続が明らかになるとともに、申請国解に記載された申請理由は、押領使・追捕使の設置目的とその背景、任務・権限を推察する手がかりとなる。また故実書（『西宮記』・『北山抄』など）には、官符宣旨発給手続の内容別分類、諸司諸国からの申請事項の決裁方式の分類の中に、押領使追捕使補任規定がみえるが（64・67）、権限や職務執行手続に関する規定は全くない。このことは、押領使・追捕使

の設置が、既存の検断手続（捕亡令の諸規定を中心とする）に基本的変更を加えるのではなく、既存の手続のなかでそれを実現するための実力機関として設置されたことを物語る。

平安時代以来の地方武勇輩の系図には、押領使や追捕使の肩書をもつ人物が多い。そのほとんどは第一次史料に裏付けをもつものではないが、個々の系図の記載を史料的検討をすることなく否定しざることには正しくない。信頼度の高い良質の系図も意外に多いのではなからうか（たとえば16・18）。いずれにせよ鎌倉幕府成立以前において、その国を代表する武勇輩のもっともふさわしい肩書として、押領使・追捕使の地位が意識されていたのである。

**補任形式** 押領使・追捕使の国家法上の規定は補任のしかただけであるが、この点が、他の類似の諸機関と明確に区別される特徴である。64～66の規定に明らかのように、押領使・追捕使ともに国司が国内の代表的武勇輩を「国解」で申請し、「官符」で補任が認めれる。この申請・認可は、大中納言による上宣事項として決裁されたが（67）、畿内諸国及び近江国追捕使は奉勅宣旨で補任された（64～66）。また坂東諸国では国守（親王任国では介）が押領使兼帯を申請裁許される慣行が早くも一〇世紀中葉から存在した（15・22・25）。押領使・追捕使は「官符之使」（41）なのであって、この点、「郡司書生」の「伝言」によって「国宣」で選任され「税所判官代」から通知をうける運上物押領使と厳格に区別される（『高山寺本古往来』）。運上物押領使は綱領の別称である。また、押領使・追捕使が「使」を称するところから、検田使・収納使などの国使と同性格の機関と誤解する危険性もあるが、国使は国衙行政を機能別に遂行するために国守によって機会あるごとに在地郡に派遣される使者であり、国守郎等や在庁官人（雑色人）がそのつど臨時に任命されるものである。「官符之使」たる押領使・追捕使は、かかる国使とは全く性格を異にする。検断関係の国使（事発所の現場検証・事情聴取などを行う）は、押領使・追捕使とは別箇に存在しうるのであり、検断事件が発生報告されたらただちに派遣された（2の「国使并在地郡司刀称立日記」はその例）。

ここで注意しておかなければならないのは、「官符」で補任されるといっても、太政官直屬機関でも、国司行政権

から独立した軍事警察機関でもない、ということである。太政官は国司の人選に異議をはさむことはなく国司の推挙はそのまま認められた(この点、27・34・41・53の申請文言)。それでは、「官符之使」であることの積極的意義はどこにあるのか。41の「自非官符之使、何糺執惡之徒」、22の「非施公威、何肅国土」の文言が示唆的である。軍事的鎮圧を要する検断事件が発生するたびに、国守の判断で追捕責任者を指命するのではなく(令制本来の規定ではそうなる)、「官符」によって押領使・追捕使に補任された特定の有力武勇輩に犯人集団の追捕―軍事的鎮圧を委ねるのである。このことは、国衙追捕権(追捕権一般ではなく、「凶党」追捕権)の集中・請負を意味する。かかる押領使・追捕使による国衙「凶党」追捕権の公的請負は、一面で補任された武勇輩の職務遂行への責任意識と意欲を高めることになろう(27の「忠廉之情、方寸不撓」、34の「勤公」、41の「勤公在心」の文言)。追捕権の請負には、当然、国司の期待にそった成果を上げることが要求されるが(34の「凶賊暫以刊跡、部内自以肅清」)、その「才幹」がなければ解任・交替されることになる(国司は太政官に申請すればよい。27の「齡已老、身非武芸」、37の「所部不静」を理由とする解任)。追捕活動には当然収益・役得がともなう。犯人集団の私財や私領は、過料などの名目で収公され、その一部は押領使・追捕使と配下の武勇輩に「勲功賞」として分与された可能性が高い。37の「寄事有犯、脅略人民」、7の「此次<sup>ま</sup>被取<sup>ま</sup>物等、…」の例は、追捕権を逸脱した濫行であるが、かかる追捕に事寄せた略奪も重要な役得であろう。かかる「勲功賞」・略奪が押領使・追捕使の「勤公」の条件だったのである。

**押領使・追捕使の分布状態** 押領使と追捕使は、補任形式も任務権限(後述する「凶党」追捕)も基本的に同じであり一國に同時に両者が併存することではなく、押領使または追捕使が一員だけ補任されていた。これに矛盾するかにみえるのが、37と2である。37は押領使・追捕使の併存、2は複数追捕使が想定されそうである。だが、在京雜掌が押領使・追捕使随兵士卒の濫行を指弾し、その廃止を要請する前者の例は、押領使・追捕使を具体的に特定しているのではなく、押領使とか追捕使とかいう職を越前では停止したい、という意に解することができるだろう。また2の

複数追捕使の可能性についても、他に例をみないことから、追捕使の称は播美相奉にだけかかり、息長信忠にはかからないと解したい。別当宣が、押領使でも追捕使でもない人物に追捕を指令することはありうることである。例外的な二つの例を右のように理解できるなら、一国に押領使か追捕使が一員置かれていたことを基本原則として認めてよい。

さて、表2によって押領使と追捕使の地域的分布・配置状況をみると、押領使は東海（伊賀を除く）・東山（近江を除く）・山陰・西海の諸道に集中的にみられ、追捕使は畿内近国（近江・伊賀）に集中している。この追捕使の分布は、64〜66の規定に合致する。北陸・山陽・南海の諸道は道としての一定の傾向を見出せるほどの事例数はないが、追捕使設置国と押領使設置国が混在し（たとえば紀伊は追捕使、長門は押領使）、時代により一方から他方に転換した国もあった（たとえば美作）。

ところで、押領使と追捕使の地域的分布状況は、検断手続や国衙軍制の質にかかわるものとは思われない。

表2. 押領使と追捕使の地域分布

	押 領 使	追 捕 使
畿 内	摂津(8)	山城(1,2)大和(3,4,5,6,7) 摂津(9)
東 海	伊勢(12)三河(13)遠江(15) 伊豆(16,17)相模(18,19)武蔵(20,21) 下総(22,23)安房(24)常陸(25,26)	伊賀(10,11)三河(14)
東 山	近江(28)上野(29,30,31) 下野(32,33)陸奥(34,35,36)	近江(27,28)
北 陸	出羽(36)越前(37,38)	越前(37,38)
山 陰	丹波(39)伯耆(40)出雲(41,42) 石見(43,44)	
山 陽	播磨(45,46)美作(48,50) 長門(52)	播磨(47)美作(49) 備後(51)
南 海	淡路(56)	紀伊(53,54,55) 伊予(57)
西 海	筑後(58)豊後(59)肥前(60) 肥後(61)大隅(62)	

備考(1) ( ) 内の数字は史料集成の史料番号

(2)下線を付したものは、系図・説話などの第2次史料

国守が押領使を兼帯する慣行をもつ坂東諸国でも、実際に追捕活動を行うのは、多くの場合国守が私的に任じた代官的存在であっただろう。国衙軍制の質を規定したのは、押領使とか追捕使とかの名称にあるのではなく、その制度的枠組を通して一國棟梁的武勇輩が成長しうる条件がそれぞれの国に存在したか否かにあった。

だが、押領使地域と追捕使地域にかなり明確に区分されている歴史の意味をさぐることは、国衙軍制の前提、成立事情の一端を明らかにするうえで必要なことである。押領使の名称自体は、律令制下一国単位に動員した兵士集団を結集地まで統率する国司の称であった（軍行押領使）。東海東山両道（とくに坂東諸国）は、八・九世紀、蝦夷征討の軍事基盤となり、大規模征討軍編成において、あるいは奥羽西国の要請による緊急支援軍派遣において、国司の一員が「軍行押領使」となって国軍を統率した伝統をもつ。また、西海・山陰（さらに北陸）の諸道は、八世紀の対新羅軍事緊張のさい、再三にわたり「警固式」を頒下して臨戦態勢をとらせ、九世紀後半にも新羅海賊に備えて「警固」官符（勅符）が下されている。かかる場合も国司の一員が「警固」を専当（勾当）することに<sup>6</sup>なる。私は別稿でかかる方式を承平・天慶期に海賊追捕のために置かれた西国の警固使の源流と考えた。この考えに誤りないと思うが、天慶以後警固使の称は定着せず、押領使・追捕使が配置されていく。対新羅問題で国司による軍事指揮の経験をもつ西海・山陰（北陸）等の諸道で押領使の称が採用され「国例」として定着していったのではないだろうか。八・九世紀の蝦夷問題・対新羅問題において、まったく、あるいはほとんど、軍事動員・緊急配備の経験をもたない畿内近国と山陽・南海道の一部諸国では、他地域の押領使に相当する職として追捕使が定着していったと考える。かくみれば、一〇世紀以降の押領使地域と追捕使地域の分布は、九世紀までの主として対外的軍事緊張と軍事動員の経験の有無に淵源をもつのではないか。旧稿<sup>7</sup>で論じたように、諸国押領使は、九世紀末〜一〇世紀初頭の東国乱のとき坂東諸国に設置され、将門の乱を経て、天慶年中に恒常的制度として定着し、一方、諸国追捕使は、天慶末〜天曆初年に畿内近国国司の共同申請によってはじめて配置され、以後恒常的制度となっていた（27の「前々国宰」のときはじめて公

家に申請したという文言から推定)。

任務・権限 押領使の任務・権限を示唆する文言は、22の「有凶党之輩、且以追捕、且以言上」、31の「捕札凶賊」、34の「令行追捕事、凶賊暫以刊跡」、41の「令追捕部内奸盜輩」「札捕凶類之道、尤在此使」「令断凶惡之輩」、追捕使の場合、27の「令追捕部内凶党」をあげることができる。押領使・追捕使の国解・補任官符のほとんどすべてにみえる「凶党」・「凶賊」の文言に注目すると、押領使・追捕使の任務・権限は、罪人追捕一般ではなく、通常の犯罪は区別された「凶党」・「凶賊」追捕であったと考えられる。

そこで具体例をみると、2は「不善之輩」を「語催」し「殺善」を謀議した放火嫌疑者の捕進を別当宣で追捕使に命じたもの。4は東大寺千手院銀仏の盗人を追捕し盗品を返納(東大寺の愁訴をうけた別当宣下知によると思われる)。5は、国使を殺害・強盗した「凶党数十人」を、「追捕官符」をうけた国司の指令により追捕。6は、撰政頼通春日参詣における佐保殿装束奉仕をめぐる家司と興福寺法師の鬪乱事件で、家司を「罵辱」「濫吹」した下手人の引渡しを寺家に要求(撰閑家の直接の依頼か別当宣によると思われる)。7は、東大寺に逃げ込んだ「犯人」を、別当宣によると称して乱入し殺害斬首。10は、金峯山に参詣した帰りの貴族を「刃傷」(殺害未遂)した犯人を「捕得」し検非違使に引き渡す(おそらく別当宣による追捕と考えられる)。18は「追捕官符」にもとづく「群盜」(将門勢力)の追捕。44はやや性格を異にするが、平家追討使鎌倉殿御代官の下知により、国内御家人を催して「出雲国謀叛輩」を追捕。以上、記録・文書にみえるわずかの事例から指摘できるのは、押領使・追捕使が、将門の乱などの「謀反」、中央官人・院宮王家人・国使らを被害者とする「殺害」・「刃傷」(殺害未遂)、国家的儀礼に対する暴力的対捍などに、「別当宣」や「追捕官符」をうけて出動し、「追捕」活動を行っていることである。具体例の中に、別当宣にもとづく活動が目につくのは、残存史料が使庁関係文書・記録に限定されているからであり、畿内近国では、国衙を通さず被害者から直接使庁に訴えてきた場合、別当宣で直接追捕使に「捕進」を命じる方式があったのである(別

当宣が追捕使に下される場合、国衙にも宣旨などで連絡が行われたと思われる。2・4・7はその例であり、63にみえる「追捕使則高請文」は、別当宣を受理し指令どおり任務を勤仕することを約した受領報告書であろう（したがって追捕使則高は畿内近国の追捕使であったことが推定される）。だが、国解によって「謀反（叛）」、「殺害」などの事件発生（事発）が言上された場合は、畿内近国であっても「追捕官符」が発給され、犯人追捕が命じられる。5・18は、この手続によって押領使・追捕使が出動している例があり、とりわけ5の検断手続のプロセスは畿内近国に限らず全国的に妥当する基本的・典型的な「凶党」鎮圧手続であったと考える。

九―一二世紀に地方国衙に発給された「追捕官符（宣旨）」の事例は、管見の範囲では二一〇余例に達しているが、これらのなかで国衙内部でいかに武力が編成され、いかなる検断手続で鎮圧されたかを語るものは少ない。だがそれらを通観してみると「追捕官符」の通用をうける犯罪は、「謀反（叛）」、「殺害」（未遂―「刃傷」も含む）が多く、鎮圧される対象は政府から「凶賊」「凶党」と呼ばれる場合が多い。5は、「凶党数十人」による国使殺害事件の発生（事発）から「国解」にもとづく「追捕官符」の受給、国守の指揮のもとで追捕使と在庁官人（主として検非違所の官人だろう）による「追捕」と「勘札」（現場検証、犯人・証人の尋問、捜査記録・上進文書の作成。検非違所官人が行ったと考えられる）、捕得犯人と国解の進上、という検断の全プロセスを具体的に示す唯一の史料であり、その正文の反古を使別当藤原公人が利用していることが重要である。太政官からこの国解は副進文書とともに使庁にまわされ、道官人による罪名勘文作成の基本資料となったのである。

ところで、「追捕官符」について、時代はやや下るが『玉葉』に重要な二つの記事がある（「追討宣旨」だが基本的には同性格）。一つは、「可追討某国住人凶賊某」の文言を載せるのが「追討宣旨」の例であるという治承三年七月廿七日条、一つは、「被下追討宣旨事者、罪犯八虐、為敵於国家之者、蒙此宣旨者也」という文治元年十月十七日条、である。内乱期の事例であるとはいえ、一般的法理・先例を述べているものであり、「追捕官符」の適用対象に

擬せられるのが、いかなる犯罪・勢力であったかが端的に示されている。すなわち、「追捕官符」は「八虐」に相当し「国家」に敵対する犯罪に対して適用され（八虐だけでなく、八虐を含め赦の適用から除外された「重犯」）、「追捕官符」によって鎮圧さるべき勢力は「凶賊」と国家から呼称されるのである。

ここで、押領使・追捕使の権限を示す「有凶党之輩、且以追捕、且以言上」「捕札凶賊」の文言にみごとに一致していることに気づく。すなわち、押領使・追捕使の追捕権は、「追捕官符」にもとづく国衙の「凶賊」・「凶党」（反権力武装蜂起）追捕というかなり明確に限定された権限であったのである。「追捕官符」にもとづく国衙の検断プロセスのうち、「追捕」機能を国司の指揮下で担当するのが押領使・追捕使であり、捜査・尋問やその調書作成（勘札日記）などの「勘札」機能を担当するのは、検非違所在庁官人であった（国使として現地で捜査し、国衙内の曹司で捜査記録・太政官進上書類を作成したと思われる）。以上、押領使・追捕使は、国衙の検断権全体を掌握しているのではなく、「追捕官符」にもとづく「凶党」追捕機能に任務・権限が限定されていたことを明らかにできたと  
思う。

**押領使・追捕使の武力** 押領使・追捕使は5にみえる「凶党数十人」という武装勢力に対抗し、破砕しうる武力を必要とした。押領使・追捕使が、かかる武力をいかに保持し、編成したかが、次に問題となる。

坂東諸国の受領による押領使兼帯官符にだけみえる「随兵卅人」の給与は、「凶党」鎮圧のための武力を三〇人公認するといっているにすぎず、その武力の組織形態について何ら語るものではない。また「随兵」規定は坂東以外では押領使・追捕使とも例をみない。補任官符からは武力の内容も組織形態も明らかにしえない。

押領使・追捕使の武力には、次の二つがあった。一つは、一族、郎等である。19の相模押領使景平（竹内理三氏は「平」を通字とする中村氏へ小早川氏祖）に比定。<sup>20</sup>「景」字に着目すれば、鎌倉党へ大庭・梶原祖）に比定しうるの「一族」、37の「随兵士卒」、説話だが47の「此ノ童、国ノ追捕使ニ任ヘテ、名ヲタダス丸ト云ケリ」の記述、55

の「追捕使坂上重方宅垣内：従者内蔵正木屋」の記事、がそれをうかがわせる。かかる一族・郎等集団が押領使・追捕使の「凶党」追捕における武力の中軸であり、比較的小規模の「凶党」はこの武力だけで鎮圧しえただろう。

もう一つは、「追捕官符」（あるいは別当宣）にもとづく、傍輩的武勇輩（在庁・郡郷司刀祢・王臣家人）の催促による武力編成である。7の場合、『東大寺別当次第』では、犯人山村国正を殺害したのを国追捕使源宗佐とだけ記しているが、東大寺側の事発日記には「寺中<sup>ヲ</sup>人不可恠思、是檢非違使<sup>カ</sup>庁宣<sup>ニ</sup>依<sup>テ</sup>、犯人<sup>ヲ</sup>追捕<sup>セ</sup>也」と号し、「甲冑蘭等等<sup>ヲ</sup>著<sup>シ</sup>、弓箭刀鋒<sup>ヲ</sup>帶<sup>シ</sup>、騎兵歩兵等七八十人許<sup>ヲ</sup>」が寺内に乱入、国正を殺害斬首したと記している。「別当宣」にもとづく追捕使源宗佐の犯人国正追捕の武力は、甲冑蘭笠に身をつつんだ完全武装の「騎兵歩兵七八十人」だったのである。押領使・追捕使に率られたかかる武力のすべてがその一族・郎党集団であったとは考えにくい。7の場合、東大寺への乱入の正当性の主張が「別当宣」であったように、武力編成のテコもまた「別当宣」であったと思われる。諸国の場合に一般化すれば、「別当宣」を「追捕官符」におきかえることができる。国司から「追捕官符」をわたされた押領使・追捕使は、それをもとに傍輩的武勇輩の交名を廻文に載せて彼らを召集し、「追捕官符」をかかげた「凶党」集団の追捕に出動したのではなからうか。「追捕官符」にもとづく国衙軍勢催促権が押領使・追捕使に委託されたのである。時代は下るが、44で平家追討使「鎌倉殿御代官」の下知により押領使が「一国之御家人」（鎌倉殿に交名注進された国内武勇輩）の催促を行っていること、60で押領使が大宰府守護所大番勤仕のために国内御家人交名注進していることなどは、前代の押領使の軍勢催促権をうかがわせるに足る。国内武勇輩が押領使・追捕使の催促にしたがうのは、「追捕官符」の約束する「勲功賞」への期待であり、略奪を含む物質的収益であったと思われる。

一 国棟梁への成長 諸国押領使・追捕使の地位は、やがて特定の有力武勇輩の家に固定していった。平安時代の地方有力武勇輩を祖とする武家系図や説話・戦記物などの記述にある程度信を置くことができるとすれば、平安末期段階で次の諸氏をあげることができるだろう。14 三河国伴氏、16・17 伊豆国伊東（工藤）氏、27 近江国佐々木氏、32 下

野国秀郷流藤原(小山)氏、36奥州藤原氏、38越前国斎藤氏、39丹波国葦田氏、44石見国藤原(益田)氏、58筑後国草野氏、59豊後国大神(緒方)氏、59肥前国高木氏、61肥後国菊池氏、62大隅国税所氏、など、世襲の職として相伝していた可能性が高い。このように、地方有力武勇輩は押領使・追捕使職の相伝をテコにして、軍勢催促権を傍輩的武勇輩とのゆるやかな主従関係に転化し、一国棟梁ともいうべき軍事的実力を蓄積し、同時に在国司職(58)、税所職(62)などの有力在庁職を掌握して国衙在庁機構の支配者へと成長していったと思われる。鎌倉幕府守護制度は、かかる王朝国家の諸国押領使・追捕使という一国単位の軍事制度―「凶党」追捕機関の権限と役割を継承し、その制度の破壊の上に設定されたものとみることができよう。

## 注

- (1) たとえば、星野恒「守護地頭考」(『史学雑誌』二五・二六・二九)。
- (2) たとえば、竹内理三「在庁官人の武士化」(同『律令制と貴族政権第II部』所収)。
- (3) 石井進「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』七八―一二)。戸田芳実「国衙軍制の形成過程」(日本史研究会編『中世の権力と民衆』所収)。井上満郎『平安時代軍事制度の研究』序章、第二章第二節「押領使の研究」、第三節「追捕使の研究」。下向井龍彦「王朝国家国衙軍制の成立」(『史学研究』一四四)、「国衙軍制の構造と展開」(『史学研究』一五一号)、「押領使・追捕使の諸類型」(『ヒストリア』九四号)。
- (4) ごく最近、泉谷康男「平安時代の諸国検断について」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 中』所収)が発表され、筆者の押領使の類型化を「無意味」と断じ、37の「左京雑掌申云々」の文言から押領使の在京を想定し、諸国押領使―運上物押領使を論証されようとした。氏が「不可解」と悩まれる越前国解所引の「左京雑掌」は、国解という文書の性格と雑掌の任務から「在京雑掌」の誤写としか考えられない。それ以上に、本文で筆者が述べた補

任形式のちがいに、まず目をむけるべきである。

(5)畿内諸国のうち、摂津国は8に「高先生秦押領使」がみえる。この事例は正規の官職としてではなく通称として使われており、傾向をうかがう事例から除外したい。12の伊勢国「高押領使」も同様。

(6)拙稿「警固使藤原純友」(『芸備地方史研究』一三三)

(7)前掲拙稿「王朝国家国衙軍制の成立」

(8)竹内理三「相模国早河荘(2)」(『神奈川県史研究』9)

(国史学助手)

The collection of historical materials on Shokoku ( 諸国 ) —  
Oryoshi ( 押領使 ) and Tsuibushi ( 追捕使 )

T. Shimomukai

This paper is the collection of historical materials on Shokoku-Oryoshi and Tsuibushi from 10 century to 12 century in Japan. The materials are gathered chronologically under each Kuni ( 国 ), whose order is according to the accepted order of Do ( 道 ). In the latter half of this paper, I examined fundamental facts in the present materials.

Nationalism at the End of Qing Dynasty and  
the Organismic Theory of the State

S. YOKOYAMA

After the failure of the Reform Movement of 1898, Liang Qi-chao (1873—1929) made efforts with all his might to rebuild his political thought and politics adapting various kinds of western thought introduced in Japan at that time.

He accepted the organismic theory of the state as basic theory of his institutionalism because he sought “organismic integrity and a perfect order” in order to make China the wealthy and powerful country.

The author discusses on the logical system, realistic function and the historical feature of his organismic theory of the state.